

令和元年 11 月 13 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所バックエンド技術部

原科研放射性廃棄物処理場における設工認（プロセスモニタの一部更新）
及び第 1 廃棄物処理棟における焼却処理再開に係る行政相談

（1）設工認（プロセスモニタの一部更新）

第 2 廃棄物処理棟における設工認（プロセスモニタの一部更新）に係る工事は、平成 29 年度補正予算設備整備補助金により実施している案件であり、平成 30 年度に繰り越した後、さらに令和元年度に事故繰越措置を行っております。そのため、今年度中に終了することが必須となっています。

本件は、第 285 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和元年 6 月 24 日）において審査が終了し、認可手続きを進めて頂くことになったものです。なお、高経年化対策に係る更新工事であり、適合させる技術基準は、「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（昭和 62 年総理府令第 11 号）第 8 条第 2 項第 2 号となり、新規要求事項ではないことから、現在、進めている「新規制基準適合性確認に係る設工認申請漏れの設備等の調査」とは、直接的には関係ありません。したがって、速やかに原子力規制庁殿において事務手続きを進めて頂き、認可を取得したいと考えております。

今年度中に工事を完了するためには、令和 2 年 1 月 10 日までに認可を頂くことが必要となりますが、上記のとおり審査を終了していることから、できるだけ速やかに認可を頂きたいと考えております。

（2）第 1 廃棄物処理棟における可燃性廃棄物の焼却処理再開

現在、停止している第 1 廃棄物処理棟における可燃性廃棄物（原子炉運転に伴い発生するもの以外の廃棄物）の焼却処理について、建家及び焼却処理設備の耐震補強（設工認（その 2））に係る工事及び使用前検査終了（令和 2 年 3 月予定）後の令和 2 年度当初から再開したいと考えております。なお、設工認（その 2）は、平成 31 年 4 月 8 日に認可（原規規発第 1904083 号）を頂き、現在、工事を進めております。

放射性廃棄物処理場において、新規制基準適合性確認終了前に、原子炉運転に伴い発生するもの以外の廃棄物を取り扱うことは、「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成 25 年 11 月 6 日原子力規制庁。平成 28 年 12 月 21 日、平成 30 年 4 月 25 日、平成 30 年 12 月 12 日部分改正）に基づき認められております。しかしながら、第 1 廃棄物処理棟においては、焼却処理設備が C

クラスの耐震性を確保できていないことから、より高度な安全性を確保するため、保守的に平成 27 年度に焼却処理を停止しました。

焼却処理再開にあたっては、原子炉施設保安規定において焼却処理設備の新規制基準適合性確認終了まで焼却処理を行わない旨の記載があることから、それを削除する変更認可を頂きたいと考えております（参考資料参照）。なお、可燃性廃棄物は、焼却処理により 1/100 以下に減容可能であり、保管廃棄施設における保管量を適切に管理するうえで有効な処理であることから、焼却処理再開は、放射性廃棄物処理場及び原子力科学研究所の安全性向上に大きく寄与するものです。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定第3編抜粋
 (下線部：第1廃棄物処理棟における焼却処理停止に係る記載箇所)

別表第7 固体廃棄物の種類と処理設備、処理方法 (第16条及び第19条関係)

	種類		処理設備	処理方法
	レベル区分	性状		
固体 廃 棄 物	A-1 及び A-2	可燃性廃棄物	焼却処理設備*2	可燃性廃棄物を焼却後、焼却灰を容器等に封入
		圧縮可能な雑固体廃棄物	高圧圧縮装置	圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮後、容器等に封入
		溶融可能な雑固体廃棄物	金属溶融設備*1	溶融可能な雑固体廃棄物を溶融後、溶融物を成型装置により金属塊に成型し、容器等に封入するか、又は焼却・溶融設備からの溶融物を収納する受け容器に成型する
		可燃性廃棄物 焼却又は溶融可能な雑固体廃棄物	焼却・溶融設備*1	可燃性廃棄物及び焼却可能な雑固体廃棄物を焼却後、焼却灰を容器等に封入 溶融可能な雑固体廃棄物を溶融後、溶融物を受け容器に収納し、容器等に封入
		可燃性廃棄物 雑固体廃棄物	前処理設備	可燃性廃棄物及び雑固体廃棄物を切断、分解、分別等行った後、焼却処理設備、高圧圧縮装置、金属溶融設備又は焼却・溶融設備で処理するか、処理できないものは、容器等に封入
		大型のもの	解体室	大型の廃棄物を切断等により処理し、容器等に封入

	A-2		
	B-1	固体廃棄物処理 設備・II	固体廃棄物を主に圧縮し、封入容器に封入後、封入容器をコンクリート容器又はコンクリート内巻ドラム缶に入れ、コンクリート固化体、又は遮へい蓋付保管体とする。ただし、コンクリート容器又はコンクリート内巻ドラム缶に入れた場合、その表面における線量当量率が2mSv/hを超えるような封入容器は、コンクリート容器又はコンクリート内巻ドラム缶に入れず、封入容器のまま保管廃棄施設・M-2に保管廃棄する。また、当該固化体又は保管体の落下等が発生した場合には、それを固体廃棄物処理設備・IIに搬入し、点検・補修を行う。

*1: 使用を休止している設備（廃棄物の処理（運転）を行わない設備）

*2: 焼却処理設備について核燃料施設等における新規規制基準の適用の考え方（平成25年11月6日、原子力規制庁）に示される適合確認が完了するまでは、当該設備では可燃性廃棄物の処理は行わない。